敦賀工業高校同窓会規約

第一章　　総　則

第　一　条　本会は福井県立敦賀工業高等学校同窓会と称する。

第　二　条　本会は会員間の親和を図り併せて母校の発展に協力することを目的とする。

第　三　条　本会の事務所は福井県立敦賀工業高等学校内におく。

第二章　　会員と会費

第　四　条　本会員を分けて正会員、賛助会員、特別会員の三種とする。なお正会員は、敦賀工業高校の卒業生とし、特別会員は旧母校教員有志で役員会で承認したもの、賛助会員は母校の現職員とする。

第　五　条　本会の会員は、終身会費として入会時に会費を納入する。金額は役員会にて決議する。

第三章　　支援事業

第　六　条　本会は、会員相互の発意により地方別の支部を設け、支部からの要請によりその支援をすることができる。　支援内容については、役員会にて決定する。

第　七　条　本会は、会員同士の同窓会(卒業年度別、クラス別等)の開催に対して、その開催条件を満たす場合に限りその運営に対して支援事業を行う事ができる。支援内容については、役員会にて決定する。

第四章　　役員と任務

第　八　条　本会に次の役員をおく。

役員の総数３０名以内とする。

会長　一名。　副会長　一～二名。　事務局長　一名。

理事　数名。　監査　二名。　顧問　数名。

役員の任期は二ケ年とし再任を妨げない。

第　九　条　本会に卒業年度別、クラス役員をおく。

第　十　条　会長は本会を代表し会務を統轄する。

第 十一 条　副会長は会長を補佐し会長不在のときは会長の代理をする。

第 十二 条　事務局長は本会の庶務及び会計を担当する。

第 十三 条　卒業年度別、クラス役員は会務に参画する。

第 十四 条　会長、副会長、事務局長は理事会において選出する。

第 一五 条　会長の任期は４年とする。

第 十六 条　理事は、会長指名により会員中より選出し役員会において承認する。

第 十七 条　卒業年度別、クラス役員の選出、任期はその学年クラスに一任する。

第 十八 条　本会に顧問をおくことができる。本会の会長経験者は顧問になることができる。

第 十九 条　顧問は役員会においてこれを選出する。

第五章　　総　会

第 二十 条　定期総会は原則として毎年一回、これを開催する。

臨時総会は必要の生じたとき会長がこれを召集し開催することが出来る。

第二十一条　役員会並びに卒業年度別クラス役員会は、必要に応じて開くものとする。

第六章　　経　費

第二十二条　本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入を以ってこれにあてる。

第二十三条　本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第七章　　監　査

第二十四条　本会の会計を監査するため監査委員をおく。

第二十五条　監査委員は役員会の決議によって会員中より会長がこれを委嘱する。

附　則

○　本会則は昭和四十年四月一日より施行し、総会の決議を経なければ変更することはできない。

Ｈ１１年１月１７日規約一部改正
Ｈ１４年８月１５日規約一部改正
Ｈ１８年８月１３日規約一部改正
Ｈ２５年８月１１日規約一部改正
Ｈ２７年８月　９日規約一部改正
Ｒ　８年８月　９日規約一部改正